平成２４年（再ロ）第７号
大阪市鶴見区鶴見５丁目６番１―203号
再生債務者　村﨑　安彦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月11日まで
平成24年４月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第３号
鹿児島県霧島市隼人町住吉1261番地８
再生債務者　徳田　洋子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月11日まで
平成24年４月13日
鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２３年（再ロ）第９号
埼玉県川越市大字大袋新田874番地１　レクセル南大塚405号室
再生債務者　相澤　隆志
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月14日まで
平成24年４月11日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再ロ）第２号
広島県三次市畠敷町1486番地17
再生債務者　角上　郁惠
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月14日まで
平成24年４月12日　広島地方裁判所三次支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第４号
岡山県倉敷市中島438番地６
再生債務者　尾上　知子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月12日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２３年（再ロ）第３号
神奈川県座間市相模が丘４丁目62番19―102号　サンライト相模が丘
再生債務者　山岸真由美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月12日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（再ロ）第３７号
横浜市青葉区美しが丘西２丁目34番地31
再生債務者　杉元　浩之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月13日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第２６号
札幌市北区新琴似10条14丁目６番１号
再生債務者　相蘇　梅子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月13日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第１号
相模原市南区相模大野７丁目20番14―504号
再生債務者　小川　雅也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月13日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（再ロ）第３号
静岡県藤枝市青南町１丁目10番地の13
再生債務者　坂下　　卓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月13日
静岡地方裁判所民事第２部

法務省共済組合定款の一部変更について

法務省共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のとおり変更する。
平成 24 年３月 30 日
法務省共済組合代表者
法務大臣　小川　敏夫

第４条の見出しを「（本部長、副本部長、事務執行者、支部長及び所属所長）」に改め、同条第１項中「本部長及び副本部長」を「本部長、副本部長及び事務執行者」に改め、「副本部長にあっては法務省大臣官房長の職にある者」の次に「、事務執行者にあっては法務省大臣官房厚生管理官の職にある者」を加え、同条第２項中「法務省大臣官房長」を「法務省大臣官房厚生管理官」に改める。

第５条第５項中「前３項」を「前４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条中第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

4　事務執行者は、組合の業務の執行に関して本部長及び副本部長を補佐し、その事務をつかさどる。

第31条第１項の表中「$\frac{37.98}{1,000}$」を「$\frac{42.48}{1,000}$」に、「$\frac{4.75}{1,000}$」を「$\frac{5.48}{1,000}$」に、「$\frac{75.96}{1,000}$」を「$\frac{84.96}{1,000}$」に、「$\frac{9.50}{1,000}$」を「$\frac{10.96}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{37.98}{1,000}$」を「$\frac{42.48}{1,000}$」に、「$\frac{4.75}{1,000}$」を「$\frac{5.48}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{37.98}{1,000}$」を「$\frac{42.48}{1,000}$」に、「$\frac{0.80}{1,000}$」を「$\frac{0.95}{1,000}$」に改める。

別表（第３条関係）中「⎡熊本地方検察庁支部⎤⎡熊本市⎤」を「⎡熊本地方検察庁支部⎤⎡熊本市中央区⎤」に、「⎡熊本地方法務局支部⎤⎡熊本市⎤」を「⎡熊本地方法務局支部⎤⎡熊本市中央区⎤」に改める。

附　則

1　この変更は、平成24年４月１日から施行する。
2　変更後の第31条第１項から第３項までの規定は、平成24年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

刑務共済組合定款の一部変更について

刑務共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。
平成 24 年４月１日
刑務共済組合代表者
法務大臣　小川　敏夫

第26条第１項の表中「$\frac{36.00}{1,000}$」を「$\frac{44.38}{1,000}$」に、「$\frac{5.38}{1,000}$」を「$\frac{6.19}{1,000}$」に、「$\frac{72.00}{1,000}$」を「$\frac{88.76}{1,000}$」に、「$\frac{10.76}{1,000}$」を「$\frac{12.38}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{36.00}{1,000}$」を「$\frac{44.38}{1,000}$」に、「$\frac{5.38}{1,000}$」を「$\frac{6.19}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成24年４月１日から施行する。
2　変更後の第26条第１項及び第２項の規定は、平成24年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。